

**令和2年度第1回（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための
手段の利用促進条例部会**

会議名：令和2年度第1回（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例部会

日時：令和2年11月13日（金）午後6時半～8時半

場所：ささゆり園プレイルーム

出席者：部会員8名、事務局3名

傍聴者：2名

協議内容：下記のとおり

冒頭

- ・配布資料確認
- ・障害福祉室長挨拶

【案件1】前回の振り返りについて

◆資料1について事務局から説明。

【案件2】箕面市条例案と他自治体の手話言語条例等の特徴の比較について

◆資料2、3について事務局から説明。

（意見）

箕面市の条例案は良くできているが、国の法案や沖縄県の条例を比較すると、手話の日等の記載や、難聴者・中途失調者への手話の習得について記載されていないと分かった。後はこれらを取り入れ、手話言語と情報コミュニケーションを分けるだけだ。

（意見）

今まで手話言語の理念条例ばかり議論してきたが、具体的に条例について考えたい。現在の施策として、ろう者と手話通訳者のコーディネート、電話リレーサービスの24時間対応化、手話講習会は30年前から継続され、主婦や市役所職員やハローワークや看護師など様々な職種の方が熱心に勉強している。

しかし、これらの活動には手話通訳者が足りないため、講習会やビデオ教材での勉強の機会をを広げ、手話通訳者を育てていきたい。

（意見）

「手話を言語と言うのなら」という本を読み、手話について改めて学び直した。その内容を皆さんにお話ししたい。

手話と日本語は映像と音声、独自の文法や語順により構造が違う。そのため日本語で考えながらコミュニケーションの手段として手話を用いる、日本語対应手話が生まれた。しかし、日本語対应手話では手話の文法や語順が日本語の影響を受けてしまう。悪い例としては日本語を話しながら単語だけ手話を並べる、という状態に陥る。例えば、ろう学校の先生は日本手話に熟練していない先生が多く、日本語を話しながら形だけ手話を並べるため、生徒は理解できず、自分たちの母語である日本手話で生徒同士が確認し合うことがある。

日本語対应手話は中途失聴のかたには非常に有効だが、コミュニケーション手段の側面が強い。手話を言語とコミュニケーション手段に明確に分けて理解することで、丁寧な施策が打てると感じた。その点について、当事者の実際の実感をお聞きしたい。

（意見）

この本の著者は言語学者ではない。他に手話言語学者が何人もいるため、こういった内容の本は幅広く読んでいただきたい。本当は日本手話として扱う方が良いが、今後手話言語条例にどうつなげようと考えているのか。

（意見）

個人的に、手話の持つ意味の深さを改めて感じた。手話と言うよりも言語として、単なるコミュニケーション手段より深いものがやりとりされている。理想とするコミュニケーションの形を描くならば、手話は言語とコミュニケーション手段の両面に分けて考えたほうが適していると思った。

（意見）

前は条例は1本にまとめた方が良いと仰っていたが、今は2本が良いということか。

（意見）

市民や事業者が手話を学ぶ際に、コミュニケーション条例で定義して学ぶと、どうしてもコミュニケーション手段の側面を学ぶことになってしまう。手話の豊かさを、言葉として学ぶ、ということを構造的に示すならば、両者を分け、具体的に言語としてイメージできるように示すほうが良いのでは、と考えが深まった。

（意見）

私も同書を読んだ。学校で手話を学ぶ現場を見た時に、手話ではなく、ジェスチャーのように見えた。これを子どもが手話と言うのは違うと思った。人の育成や財政上の措置など、手話が言語になるための具体的な手段を条例にしっかり明記すべきだ。

（意見）

中途難聴によって、今まで出来たコミュニケーションが出来なくなることの辛さを味わった。筆談も有効だが、今までのテンポで話せなくなり、疎外感を感じて引きこもったこともある。手話講習会で手話と出会った。日本語対应手話はコミュニケーション手段としては良いが、音声言語と同じように使うことは難しい。音声では、高音や低音で言葉以外の意味も伝えることがある。日本手話にはそういった表現が豊かにあ

る。実際にろう者と会って話して、理解できるようになると、これは生きた言語なのだ、日本手話の凄さが分かる。非常に奥深く、ろう者それぞれに独自の雰囲気もある。こういうものは条例としてひとつの形に残していかないといけない。

しかし、我々中途失聴者はなかなか手話に出会う機会がない。ろうあ会館の中途失聴者向けの講習会のような機会が、箕面にもあれば良い。難聴者、中途失聴者にも手話が必要だということがわかるように、そういう施策を条例に入れてほしい。

(意見)

手話は単なる手段ではなく、思考するためのツールや、言語としての体系であると、少しだけわかった気がする。当事者だけでなく、一般市民へどう伝えるかも考えていく必要があると思う。

(意見)

条例案の比較について資料3は、国や大阪府が法案や条例を制定した場合、箕面市の条例より上位法にあるため、箕面市の条例案にわざわざ記載しなくてもいいということか。

(事務局)

例えば大阪府の条例による大阪府内の学校に対しての施策は、箕面市も対象になっている。その中で、あえて箕面市の条例案に記載するのであれば、どういう内容にするか議論をすべきと思う。

(意見)

市独自のものだけを記載すると考えてよいか。

(事務局)

現在の箕面市の条例案は独自の具体的なものではなく、かなり広義的に書き、今後の時代の変遷にも対応できるようになっている。この中でどういったものを記載すべきか議論いただきたい。

(意見)

米原市の条例で災害時に関する項目がある。聴覚障害者は災害時の情報がなかなか入ってこない。情報の発信や意思疎通支援について規定すべきと思う。

(意見)

重複の部分について。市民の感覚からするとわかりやすさが一番大事である。国の法案や大阪府の条例に入っていて、箕面市の条例案と足したら全てそろそろ、と言われても分かりにくい。第一言語の場合や中途失聴の場合など、全体のまとまりがある条例であってほしい。

また、災害時についての内容は箕面市条例案の「市の責務」に入っているが足りないということか。

(意見)

災害時の支援という規定を別で設けてほしい。

(意見)

手話を用いた支援に特化した条文を使ったほうが良いのか。

(意見)

災害時における支援に特化して、という意味である。

(事務局)

手話言語と情報コミュニケーションを分けたほうが良いというご意見もあり、その場合にどうなるかを今後考えなければならない。不足部分については、今後ご意見をいただきながら考えていきたい。協議会については、条例案には書きづらいということを重ねてお伝えしておく。

(意見)

今後の進め方も変わってきている。2つに分けたほうが良いという意見で全員一致でよいか。

(意見)

分けたほうが良いとは言っていないが、検討はよいと思う。

(意見)

分ける場合に問題が発生するのも事実。特にコミュニケーション条例に手話を入れるのか入れないのか。第2条の4では「手話以外の～」と、章を分ける上であえて手話を外している。技術的には、このまま単純に分ければ矛盾せずに分けられるが、初めて条例を見た人が、どうして手話だけ入っていないのかと疑問に思う可能性は高い。そのため、個人的には、「手話以外の～」という表現と構成の条文を変えず、コミュニケーション条例には手話の内容を入れないまま、前文でなぜ入れないかを説明すれば良いと思う。手話をコミュニケーション手段とすると伝わらない。言語として扱えば意思疎通の手段も含まれるため、手話言語条例で意思疎通手段についても規定すれば良い。説明がないと非常に違和感を感じるが、あえて説明を書き、読んでもらうことで理解が深まることもある。

そういった手法が技術的に可能かを検討いただきたい。

(事務局)

技術的な課題、条約の定義も調べて組み立てる必要がある。分けたときにどうなるか整理、検討をさせてもらいたい。

(事務局)

ご意見をふまえて検討していきたい。また先ほど意見にあった米原市の災害についての条文を紹介する。市は災害時において、ろう者が必要な情報を迅速に得ることができるよう～と書いてある。先ほどの災害の条文についての意見は、このまま条文を別だしするのか、具体的に書くべきかどちらか。

(意見)

具体的な条例の中身になるので、皆さんで議論して決めていったらよい。個人的には

第4条から外したら良いと思う。

（事務局）

分けた場合にどういう弊害があるかなども整理し、案としてお示しさせていただきたい。

【案件3】次回案件について

（事務局）

今回は、資料の流れのようにコミュニケーション条例の特徴の検討ではなく、分けた場合にどうなるかの議論をさせていただきたい。

（意見）

技術的に分けることができれば今後は非常に早く進む。スケジュールはどのように考えているか。

（事務局）

今まで予定していた内容と大きく舵を切った状態。今スケジュールをお示しするのは難しい。次回に案をお示しした上で、今後のスケジュール等についてお示ししたい。

（意見）

内容について大きな変更があったため、以前はいらっしゃった部会員についても、今後進めていく上でご参加いただけたらと思う。

（事務局）

次回お声かけさせていただく。

以上